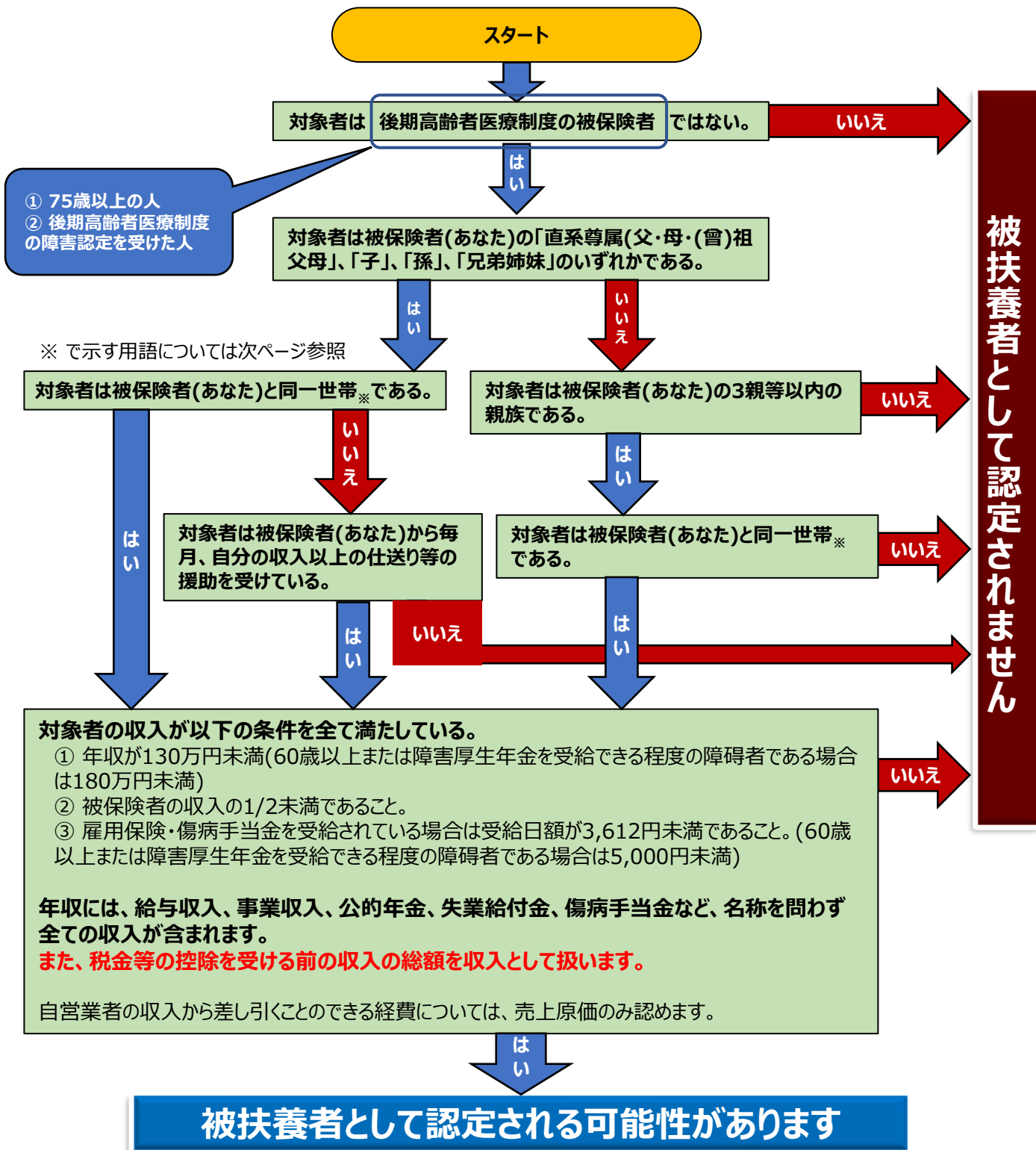


被扶養者認定フローチャート

本チャート表は、一般的な事例を基に作成したものであるため、申請時の目安としてご活用ください。扶養事実の有無や生計の実態、社会通念上の妥当性等を総合的に勘案して内容を審査するため、状況によっては認定できない場合があります。チャートに記載のない個別の事例等に関しましては、健康保険組合へご相談ください。



注意事項

・対象者が海外に居住している場合については、別途審査する項目があります。その場合は、健康保険組合にご相談ください。

・共働きである夫婦の被扶養者の認定にあたっては、原則として下記の判断となります。

- ① 年収の多いほうの被扶養者となる
- ② 年収が同程度の場合は、被扶養者異動届を提出した側の被扶養者となる

用語の解説

同一世帯

同居して家計を共にしている状態をいいます。別居の場合は同一世帯にはなりません。ただし、単身赴任や病気療養、学生の一人暮らしなどのやむを得ない理由で別居している場合には同一世帯とみなします。

後期高齢者医療制度の被保険者

75歳以上の人、または65歳以上75歳未満で、かつ後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人を指す。